

平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ビーイング  
代表者名 代表取締役社長 末広 雅洋  
(コード番号 4734 JASDAQ)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 後藤 伸悟  
電 話 059-227-2932

## 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 26 年 4 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を変更するものであります。

なお、今回の単元株式数の変更により、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、今後も積極的に事業を展開し、企業価値の向上に取り組むとともに、IR 活動に一層注力することで適正な投資単位水準の確保に努めてまいります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 26 年 7 月 1 日

(参考) 平成 26 年 7 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 定款変更の内容 (下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 6 条 単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	(単元株式数) 第 6 条 単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第 6 条の変更は、平成 26 年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は第 6 条の変更の効力発生日をもって削除する。</u>

##### (3) 効力発生日

平成 26 年 7 月 1 日

以 上